

沖展会員・準会員名簿

沖 展 会 則

沖展会員・準会員名簿

絵画の部

(氏名五十音順、敬称略)

【会 員 (39人)】

赤 嶺 正 則	安次富 長 昭	池 原 優 子	稲 嶺 成 祚	ウエチ ヒ ロ
上 間 彩 花	浦 添 健	大 城 讓 進	大 浜 英 治	奥 本 静 江
喜久村 徳 男	喜友名 朝 紀	金 城 進 光	金 城 幸 也	具 志 恒 喜
具志堅 誓 謹	久 場 と よ	佐久本 伸 光	佐久本 米 子	城 間 喜 宏
新 垣 正 一	瑞慶山 昇 進	砂 川 喜 代	高 島 彦 志	知 念 秀 幸
鎮 西 公 子	当 山 良 二	渡慶次 真 昌	中 島 イソ子	知 治 谷 文
比 嘉 武 史	比 嘉 良 朝	宮 里 昌 健	安 富 幸 子	安 元 賢 夫
山 内 盛 博	屋 良 朝 春	与久田 健 一	與那嶺 芳 恵	

【準会員 (20人)】

赤 嶺 広 和	新 崎 多恵子	伊 川 治 美	伊 波 則 雄	金 城 恵美子
岸 本 ノブヨ	城 間 かよ子	新 城 弘市郎	砂 川 惠 光	知 念 盛 一
仲 里 安 広	仲 松 清 隆	並 里 幸 太	橋 本 弘 徳	平 川 宗 信
松 田 盛 吉	宮 里 昌 健	山 川 さやか	山 城 政 子	山 田 武

版画の部

【会 員 (14人)】

赤 嶺 雅	新 崎 竜 哉	大久保 彰	神 山 泰 治	喜舎場 正 一
座間味 良 吉	瑞慶山 昇 徳	知 念 秀 幸	知 念 朝 守	友 利 直
仲 元 清 輝	比 嘉 良 徳	前 田 栄 栄	和 宇 慶 朝 健	

【準会員 (3人)】

新屋敷 孝 雄	仲 本 和 子	保志門 繁
---------	---------	-------

彫刻の部

【会 員 (16人)】

上 原 隆 昭	上 原 博 紀	上 原 よ し	河 原 圭 佑	喜 名 盛 勝
具志堅 宏 清	玉 栄 広 芳	玉 那 覇 英 人	河 知 念 良 智	津 波 古 稔
富 元 明 雄	友 知 雪 江	仲 里 安 広	西 村 貞 雄	宮 城 哲 雄
與 儀 清 孝				

【準会員 (9人)】

新 垣 盛 秀	大 城 清 久	大 城 朝 利	兒 玉 真理子	崎 枝 静 子
高 嶺 善 昇	玉 城 正 昌	濱 元 朝 和	宮 里 努	

グラフィックデザインの部

【会 員 (16人)】

ウチマ ヤスヒコ 翁 長 自 修 亀 川 康 栄 岸 本 一 夫 キムラ ロメオ
 金城 正 司 幸 地 のぞみ 小 浜 晋 玉 城 徳 正 知 念 秀 幸
 知念 仁 志 本 庄 正 巳 宮 城 保 武 宮 城 祥 諸 見 朝 敬
 與那覇 勉

【準会員 (7人)】

大 城 康 伸 大 村 郁 乃 沖 田 民 行 平 良 均 中 井 結
 仲 本 京 子 山 田 英 夫

書芸の部

【会 員 (39人)】

東 江 順 子 安 里 牧 子 阿 部 田 鶴 子 新 城 弘 志 上 原 幸 子
 上 原 彦 一 安 運 天 雅 代 大 城 武 雄 大 城 多 美 子 大 山 美 代 子
 我喜屋 明 正 我 部 幸 枝 大神 山 良 房 子 田 金 城 多 美 子 小 杉 紘 子
 砂 川 米 市 砂 川 榮 則 高 名 嘉 喜 美 長 浜 和 子 茅 原 善 元 男
 渡名喜 清 豊 平 信 則 子 仲 本 朝 信 西 蔵 盛 英 雄 比 嘉 千 鶴 子
 中 村 裕 美 仲 比 嘉 良 勝 行 東 恩 納 安 弘 前 田 賢 二 眞 喜 屋 美 佐
 比 嘉 安 子 比 盛 島 高 行 山 城 篤 男 山 城 美 智 子

【準会員 (37人)】

天 久 武 和 石 津 陽 子 伊 野 前 喜 美 子 上 門 か お り 上 地 徹
 上 原 貴 子 上 上 原 孝 之 上 間 志 乃 我 喜 屋 ヤ ス 子 兼 次 律 子
 漢 那 治 子 幸 喜 垣 石 子 幸 喜 里 明 美 島 尚 智 美 島 崎 サ ダ エ
 城 間 律 子 新 垣 敏 子 新 喜 里 明 美 島 尚 智 美 島 崎 朝 恒 子
 友 利 通 子 豊 平 美 奈 子 仲 里 兼 徹 永 美 仲 宗 根 郁 江 子 西 澤 恒 子
 波照間 達 夫 比 嘉 邦 典 子 福 本 兼 晴 松 田 征 妙 西 松 堂 恒 子
 宮 城 政 夫 村 山 典 子 与 那 嶺 典 子 吉 田 優 子 与 那 嶺 典 子

写真の部

【会 員 (11人)】

大 城 信 吉 翁 長 達 夫 翁 長 盛 武 崎 山 洋 子 島 元 智
末 吉 はじめ 渡久地 政 修 普天間 直 弘 山 川 元 亮 山 田 實
吉 直 新一郎

【準会員 (16人)】

東 邦 定 池 原 徳 明 石 垣 永 精 上 地 安 隆 金 城 棟 永
平 良 正 己 豊 島 貞 夫 仲宗根 直 中 山 良 哲 平 井 順 光
前 田 貞 夫 真栄田 義 和 宮 城 和 成 本 若 博 次 屋 部 高 志
山 内 昌 昭

工芸の部 (陶芸)

【会 員 (17人)】

新 垣 勲 新 垣 修 新 垣 初 子 上江洲 茂 生 大 宮 育 雄
親 川 唐 白 小橋川 昇 島 常 信 島 袋 常 一 大 島 袋 常 栄
島 袋 常 明 島 袋 常 秀 玉 城 望 松 田 共 司 宮 城 篤 正
山 田 真 萬 湧 田 弘

【準会員 (12人)】

新 垣 榮 用 新 垣 健 司 新 垣 寛 伊 禮 クニヲ 大 林 達 雄
金 城 定 昭 國 場 一 佐渡山 正 光 高江洲 康 次 田 里 博
比 嘉 拓 美 山 内 米 一

工芸の部 (漆芸)

【会 員 (8人)】

糸 数 政 次 大見謝 恒 雄 金 城 唯 喜 後 間 義 雄 前 田 國 男
前 田 孝 允 前 田 貴 子 松 田 勲

【準会員 (6人)】

國 吉 亮 子 照喜名 朝 夫 當 眞 茂 前 田 栄 真栄田 静 子
民 徳 嘉奈子

工芸の部（染色）

【会 員（8人）】

城 間 栄 市 城 間 栄 順 玉那覇 道 子 玉那覇 有 公 仲 松 格
外 間 修 外 間 裕 子 宮 城 守 男

【準会員（4人）】

許 田 史 枝 渡名喜 はるみ 仲 吉 委 子 迎 里 勝

工芸の部（織物）

【会 員（13人）】

新 垣 幸 子 糸 数 江美子 大 城 一 夫 祝 嶺 恭 子 新 里 玲 子
平 良 敏 子 多和田 淑 子 仲宗根 みちこ 長 嶺 亨 子 真栄城 興 茂
宮 平 初 子 ルバース・ミヤヒア吟子 和宇慶 むつみ

【準会員（8人）】

伊 藤 峯 子 大 仲 毬 子 島 袋 領 子 島 袋 知佳子 新 垣 隆
鈴 木 隆 太 津波古 信 江 宮 城 奈 々

工芸の部（ガラス）

【会 員（9人）】

池宮城 善 郎 泉 川 寛 勇 稲 嶺 盛一郎 稲 嶺 盛 吉 大 城 尚 也
末 吉 清 一 平 良 恒 雄 当 真 進 宮 城 篤 正

【準会員（6人）】

新 崎 盛 史 東新川 拓 也 比 嘉 裕 一 富 着 博 文 松 田 豊 彦
屋 我 平 尋

工芸の部（木工芸）

【会員・審査員（6人）】

新 垣 吉 紀 崎 山 里 見 戸眞伊 擴 富 元 明 雄 西 村 貞 雄
前 田 孝 允

【準会員（3人）】

奥 間 政 仁 津 波 敏 雄 當 間 孝

2017年2月現在

沖 展 会 則

第一章 名 称

第1条 この会は「沖展」と称し、沖縄タイムス社がこれを主催する。

第二章 目的及び活動

第2条 この会は、「沖展」の展覧会活動を主軸として現代美術工芸の創造発展につとめる。この目的のために次のことを行なう。

- ①. 春季に公募「沖展」を開催する。
- ②. 優秀な新人の推奨につとめる。
- ③. この目的のために必要あるときは、他の団体、機関と協力する。

第三章 方 針

第3条 沖展は、その伝統と歴史的な歩みのうえに各自の作品傾向を尊重し、その進展を期して運営される。

第四章 構 成

第4条 沖展は、絵画・版画・彫刻・工芸（陶芸・漆芸・染色・織物・ガラス・木工芸）書芸・写真・グラフィックデザインの七部門で構成する。

第5条 会の運営を円滑にするため、「沖展運営委員会」とその中に「企画委員会」を設ける。

第五章 会員・準会員

第6条 会員・準会員を各部門におきその数については定めない。

第7条 会員は、準会員中より推挙することを原則とする。推挙は、沖展審査終了後会員の合議によって行われる。

第8条 準会員は一般出品者中より推挙される。推挙は、会員推挙と同時に会員の合議によって行なう。

第9条 会員・準会員は、準会員賞又は沖展賞を2回以上受賞した者を対象とし、その他の受賞及び特別の推挙も考慮することができる。

第10条 会員・準会員は未発表の主要作品を沖展に発表し、又この会の維持運営に協力する。

第11条 会員・準会員は、希望意見を企画委員会に具申することができる。

第12条 客員・会員死去のときは、沖展会場に主要遺作を陳列するのを原則とする。陳列の場合、展示法、点数はそのつど企画委員会が協議する。

第13条 沖展に連続2回に亘って不出品を続ける会員・準会員は、その理由を運営委員会に知らさなければならぬ。病気その他の理由による不出品以外は運営委員会で審議の結果、会員・準会員を失格することがある。

第14条 会員・準会員のうちに、会の名誉を損う不適当な行為のあったときは、運営委員会はこれを審議し、該当者に対し除名又は適宜の処置をとる。

第六章 沖展運営委員会

第15条 運営委員は沖展運営委員長が会員中から委嘱する。

第16条 沖展運営委員長は沖縄タイムス文化事業局長がこれにあたる。

第17条 沖展運営委員会は沖展の運営ならびに公募作品の審査にあたる。

第18条 運営委員はそれぞれの所属部門の運営にあたる。

第19条 沖展運営委員会は毎年沖展募集要項を審議決定する。

第七章 企画委員会

第20条 企画委員会は各部門の運営委員中より選出された委員によって組織され、沖展運営の企画とその推

進を担当し、又は各種の審議権を運営委員会から委託される。その決議事項は運営委員会の承認を得なければならない。

第21条 企画委員長は沖展運営委員長がこれを兼ね、必要に応じ企画委員会を招集する。

第22条 企画委員会は「沖展」を定例的に企画し、又はこの会の発展のための企画をたてる。その他「沖展」会期中に処理すべき事項にあたる。

第23条 企画委員会は、欠席の部門に関する事項の決議は行わない。又委員の出席数が委任状を含めて定数の過半数に至らないときは、協議の決定は行わない。

第24条 企画委員会は、会員・準会員の中から下の係りを若干名ずつ委嘱し、「沖展」運営の円滑をはかる。

- ① 搬入、搬出係（作品の保護管理の指導を担当する）
- ② 審査係（審査の進行、記録、入選通知、発表等を担当する）
- ③ プロ作成係（沖展プログラムの編集及びデザインを担当する）
- ④ 会場構成係（沖展会場内外及び周辺の構成を担当する）
- ⑤ 受賞係（賞状、賞品等の準備、作成を担当する）
- ⑥ 懇親会係（贈呈式、懇親会の運営を担当する）
- ⑦ 推挙事務係（被推挙者の資料作成を担当する）
- ⑧ P R 係（報道対策、沖展盛り上げ企画等を担当する）

第25条 企画委員の定数は、絵画3、版画2、彫刻2、工芸6、書芸3、グラフィックデザイン2、写真2名、計20名とする。

第26条 企画委員の任期は、2年とし、運営委員会において各部で選出する。その選出に当たっては委員の半数が交替することを原則とする。

第八章 審査及び陳列

第27条 公募作品は審査を行ない運営委員および運営委員長がその審査に当たる。

第28条 審査委員長は運営委員長がこれに当たる。

第29条 審査委員長は、運営委員会の協議による基本案をもとに審査方針をたて、審査を主導する。又審査を円滑に運ぶための決定権をもつ。

第30条 ① 作品の陳列は、各部門から部門別の陳列委員長を選出して行なう。

② 陳列委員長は、各部審査会終了と同時に選出する。

③ 陳列は各部陳列委員長の下に、若干名の陳列委員を置いて行なう。陳列委員は、陳列委員長の意向を参酌の上、会員・準会員の中から、審査会の席上で決める。

④ 陳列は陳列委員長の責任において行なう。

第九章 顧問及び客員

第31条 本会に顧問及び客員をおく。

本会の維持と発展に功績のあった人を顧問又は客員としておくことができる。

第十章 賛助会員

第32条 本会に賛助会員を置く。

第33条 賛助会員は運営委員会によって推挙されたもので、沖展に招待出品することができる。

1. 本会則は1971年2月9日より実施する。
2. 1984年4月3日改正
3. 1986年12月2日改正（第4条、第25条）



2016年4月3日 撮影